

別表1

補助対象経費

補助対象経費は、①改修事業費、②交流事業費に分けて整理をすること。なお、消費税及び地方消費税に相当する額は補助対象経費に含めないものとする。

①改修事業費

	区 分	内 容
申請者が自ら 施行する場合	技術指導者謝金	申請者が自ら施工する場合の専門家からの技術指導に対する謝金
	技術指導者旅費	申請者が自ら施工する場合の専門家技術指導旅費
	資 材 費	申請者が自ら施工する場合の改修に必要な材料の購入に要する経費
業者と請負契約 を交わす場合	改 修 工 事 費	内装、外装、給排水、電気、ガス等の設備の改修工事、耐震性を向上させる工事、交流事業を行う上で必要となる造作工事及び外構工事に要する経費
	設 計 等 委 託 料	改修に係る設計・監理業務の委託に要する経費
	撤 去 ・ 処 分 費	改修に係る家財道具等の撤去・処分に要する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）	

※改修に係る施工業者は、市内に本店又は支店を有する法人又は個人事業者であること。

ただし、申請者が自ら施工する場合は、この限りではない。

②交流事業費

区 分	内 容
講 師 等 謝 金	交流事業に係る講師等への謝金
講 師 等 旅 費	講師等の招致等に係る費用弁償に要する経費
消 耗 品 費	交流事業に必要な消耗品の購入に要する経費
印 刷 製 本 費	印刷及び製本を依頼するために要する経費
修 繕 料	備品の修繕、部品の取替等本体の維持管理、原状回復のための経費
通 信 運 搬 費	郵便料、電話料、インターネット使用料等に要する経費
広 告 宣 伝 費	テレビ、ラジオ、新聞、インターネット等での広告に要する経費
原 材 料 費	交流事業に必要な材料の購入に要する経費
施 設 等 借 上 料	会議・イベント等を開催する場合に会場費として支払われる経費
事 業 委 託 料	会議・イベント等の業務の委託に要する経費
備 品 購 入 費	その性質や形状を変えることなく、2年以上使用し、かつ保存できる物品を購入する経費
そ の 他 の 経 費	市長が必要と認める経費（食糧費等の個人消費的経費を除く）

※クラウドファンディングによる支援者への情報発信（お礼も含む）に要する費用は補助対象経費に含めないものとする。